

とっとり  
ひとり親

支援

ハンドブック



鳥取県

(令和7年9月発行)

## 冊子発行の目的

シングルマザー・シングルファザーと子どもたちの、暮らしに役立つさまざまな支援が行われています。

どんな支援があるのか、自分の住んでいる地域で受けられる支援にどんなものがあるのか、支援を受けたいけれど、どこに相談したらいいのかわからない。

そんな疑問を少しでも解消するため、この度ひとり親家庭への支援を総合的に案内するハンドブックを作成しました。

お住まいの自治体に相談したり本書に掲載の各種相談窓口に相談することで、必要な支援につながるすることができます。



## 目 次

- ① 子育てや生活支援 ..... 2P
- ② 子どもの教育支援 ..... 4P
- ③ 仕事の事 ..... 6P
- ④ 住まいの事 ..... 8P
- ⑤ お金の話 ..... 9P
- ⑥ 養育費や親子交流 ..... 12P
- ⑦ ひとり親家庭支援団体の活動 ..... 14P
- ⑧ 各種相談窓口 ..... 15P



## ● 多様な保育サービス

市町村の認定を受け、お子さんを預けることができる幼稚園、保育所、認定こども園等の施設がありますが、加えて以下のようなサービスがあります。

市町村によっては実施していないサービスもありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

### 一時預かり

パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加等の理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に保育を行います。

**問** 市町村

### ショートステイ

保護者の病気や、出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間にわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に宿泊を含めて子どもを預けることができます。

**問** 市町村

### トワイライトステイ

保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。

**問** 市町村

### ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。決められた利用料で保育所へのお迎えや一時的な預かり等のサポートが受けられます。

**問** 市町村

### 病児・病後児保育

病院や保育所等に付設されたスペースで病気や、病気の回復期にある子どもの保育や看護を行います。

**問** 市町村

## こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のお子さんを対象に、一定時間の枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

**問** 市町村（令和7年度実施しているのは鳥取市のみ、他市町村は令和8年度から実施予定）

## ●ひとり親家庭への支援

### ひとり親家庭等日常生活支援

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、一時的な病気などで家事や育児などに困ったときに、家庭生活支援員を無料で派遣する制度があります。

**問** 鳥取県子ども家庭部家庭支援課（0857-26-7869）

**申請窓口** 市町村

## コラム 子ども食堂の取り組み



子ども食堂は、主にボランティアや地域の方が中心となって運営している一緒に料理を作って食事をしたり、勉強したりできる、家庭でも学校でもない第3の居場所です。

食事は無料または、低価格で提供されており、子ども食堂の多くは、子どもだけでなくどの世代でも利用できる地域コミュニティの場として活動されており、様々な子ども食堂が運営されています。

令和6年3月現在で鳥取県内には101箇所の子どもの食堂があり、令和6年度子ども食堂全国箇所数調査では、充足率（小学校区に子ども食堂がある割合）は60.68%で**全国2位**となっています。

## ●ひとり親家庭の小・中学生等に対する学習支援

ひとり親家庭の小・中学生等の学習を支援するために、元教員や大学生等の学習支援員による学習支援を無料で行っています。

なお、一部市町村では会場までの距離が遠く、保護者による送迎が困難な場合は、無料で送迎を行っています。

**実施市町村** 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、八頭町、北栄町

**問** 市町村

## ●母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金・修学資金）

ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした貸付を無利子で行っています。

**就学支度資金（入学金、制服代、履物代等）** 上限額：590,000円

ひとり親家庭のお子さんが学校（小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校）へ進学するために必要な資金の貸し付け

**修学資金（授業料、教科書代、通学費、ひとり暮らしの生活費等）** 上限額：月額 183,000円

ひとり親等家庭のお子さんが学校（高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校）へ就学するために必要な資金の貸し付け

**問** 各市町村（三朝町は中部総合事務所こども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所こども家庭課子ども・ひとり親担当）

## ●国の修学支援

日本学生支援機構は、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する制度として高等教育の修学支援新制度を令和2年4月に開始しました。

また、令和7年度から多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償としています。

その他、貸与奨学金など、大学生等の学生を対象とした貸付制度もあります。

## ●県の奨学金

鳥取県では、経済的理由により修学が困難が学生、生徒に対し、育英奨学資金の貸与等を行っています。

また、以下の職種にて、養成機関の卒業後鳥取県内で各種業務に従事する

意思のある方に向けて貸付を行っており、養成機関卒業後、鳥取県内の定められた勤務先等で勤務をすることにより、返還が免除となります。

- 鳥取県医師確保奨学金 **問** 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課：0857-26-7195
- 鳥取県看護職員修学資金 **問** 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課：0857-26-7190
- 鳥取県保育士等修学資金 **問** 鳥取県社会福祉協議会福祉人材部：0857-59-6336
- 鳥取県介護福祉士修学資金 **問** 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課：0857-26-7689
- 鳥取県育英奨学資金 **問** 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室：0857-29-7145
- 鳥取県医師確保奨学金 **問** 鳥取県健康医療局医療政策課：0857-26-7195

## ●市町村の奨学金

市町村独自で実施している奨学金もあります。

若美町奨学資金、若桜町奨学資金、倉吉市奨学資金、  
湯梨浜町育英奨学資金、琴浦町林原育英奨学金、日吉津村奨学資金、  
日南町人材育成奨学資金

**問** 市町村

## ●奨学金返済支援

### 未来人材育成支援給付金

鳥取県内に就職される学生・卒業生の奨学金の返還を、鳥取県が助成します。

**問** 鳥取県政策統括総局政策統括課：0857-26-7648

## 🍷 民間 ローソングループの就学支援

2017年に「ひとり親家庭支援奨学金制度」を創設。全国400名の中学3年生～高校3年生等を対象に「夢を応援基金」として奨学金（月額30,000円）の給付を実施することで、ひとり親家庭などのお子さんを応援しています。

※申込むためには、鳥取県母子寡婦福祉連合会の推薦が必要です。

各々の詳細は  
下のQRから



ローソンの  
就学支援  
(全母子協力  
WEBサイト)

## 公益財団法人 似鳥国際奨学財団の就学支援

ひとり親家庭の中学生～高校生等を対象に給付型奨学金（月額4万円～8万円）を支給することで経済的理由により就学が困難な人の支援を行っています。



似鳥国際奨  
学財団の  
就学支援

## ● ハローワーク（公共職業安定所）

仕事と子育てを両立しながら就職を希望されている方の相談窓口となる「マザーズコーナー」が設置されています。（※根雨にはマザーズコーナーはありません）

### 問 鳥取・倉吉・米子・根雨のハローワーク

ハローワーク鳥取	電話：0857-23-2021
ハローワーク倉吉	電話：0858-23-8609
ハローワーク米子	電話：0859-33-3911
ハローワーク根雨	電話：0859-72-0065
鳥取県ふるさとハローワーク八頭	電話：0858-76-7076

## ● 県立ハローワーク

県内5か所（鳥取・八頭・倉吉・米子・境港）で職業相談から職業紹介（八頭は職業紹介を「ふるさとハローワーク八頭」で実施）まできめ細やかにサポート。鳥取・倉吉・米子では、女性活躍サポートコーナーを設け、働く女性の活躍と家庭と両立しながら能力を発揮したい女性の就職を支援します。

### 問 各県立ハローワーク

県立鳥取ハローワーク	電話：0857-51-0501
県立倉吉ハローワーク	電話：0858-24-6112
県立米子ハローワーク	電話：0859-21-4585
県立境港ハローワーク	電話：0859-44-3395
鳥取県ふるさとハローワーク八頭	電話：0858-72-3986

## ● 資格取得に関する給付金等

### 自立支援給付金事業

#### ・自立支援教育訓練給付金事業

母子・父子家庭の父母の方が、職業能力の開発のための教育訓練（雇用保険制度などの指定講座）を受講※した場合、受講料の一部を支給します。

※受講前の申請が必要です。

上限額：240万円

**実施市町村** 日吉津村、伯耆町、日野町を除く市町村

**問** 市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

### ・高等職業訓練促進給付金事業

母子・父子家庭の父母の方が看護師、介護福祉士、保育士、調理師などの資格を取得するため、養成機関で6ヵ月以上修業をする場合、給付金を支給します。

上限額：月額 10 万円

**実施市町村** 日野町を除く市町村

**問** 市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

### ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父またはひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合に、対象講座の受講料の一部を支給します。

**実施市町村** 鳥取市、琴浦町、北栄町

上限額：受講開始時給付金	75,000 円
受講終了時給付金	100,000 円
合格時給付金	150,000 円

**問** 市町村

### ・高等職業訓練促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金の受給者に対する貸付（入学準備金、就職準備金）及び住宅支援貸付を行っています。（事業実施主体：鳥取県社会福祉協議会）  
※一定の条件を満たすことで返還債務が免除されることがあります。

上限額：入学準備金	500,000 円
就職準備金	200,000 円
住宅支援資金	70,000 円

**問** 鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部           ： 0857-59-6344

## ● 就業に資する講習会等

### ・ひとり親家庭就業支援講習会事業

就労に有利なエクセル等の知識や技能を習得するための講習会（初級コース・中級コース）を県内3か所で実施します。託児サービスも利用いただけます。受講料は無料、テキスト代は実費負担です。

**問** 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会   電話：0857-59-6344

## ● 公営住宅

県営住宅や一部の市町村住宅では、母子・父子世帯や子育て世帯等の方について、優先入居制度を設けています。

**問** 市町村営住宅→市町村役場（鳥取市、倉吉市、米子市は県住宅供給公社）  
 県営住宅 →県住宅供給公社 電話：0857-27-7333

## ● 住宅セーフティネット

住まいにお困りの方が入居できる住宅の情報を提供しています。

また、居住支援協議会や居住支援法人により住まい探しや入居後の生活を支援しています。



セーフティネット  
 情報提供システム

## ● 母子父子寡婦福祉資金転宅資金

住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金を貸し付けます。（条件によっては無利子の場合あり）

上限額： 260,000 円

**問** 各市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

## ● 母子生活支援施設

18歳未満（特別な事情がある場合は満20歳まで）の子どもの養育をしている母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対し、心身と生活を安定させるための相談・援助を進めながら自立を支援しています。（県内5か所）

**問** 各市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

### コラム 母子生活支援施設

母子生活支援施設では入居するひとり親家庭の自立に向けた生活全般にわたる支援（生活相談、子育て相談、精神的ケア、就労等自立支援等）だけでなく、ひとり親家庭の方であれば利用できる学習支援や、子ども食堂事業、食材配布、子育てサロンなど、施設によって様々な活動を行っています。

## ● 児童手当

高校生年代修了までの児童を養育している方に支給されます。

手当額：3歳未満 15,000円/月（第3子以降は30,000円/月）

3歳以上高校生年代まで 10,000円/月（第3子以降は30,000円/月）

**問** 市町村

## ● 児童扶養手当

児童が18歳になった日以降の最初の3月分（中程度以上の障がいがある場合は20歳）まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。ただし、公的年金受給者は、手当額との併給調整があります。

手当額

- 本体額
 

（全部支給の場合）	月額 46,690円
（一部支給の場合）	月額 46,680円～11,010円
- 第2子以降加算額
 

（全額支給の場合）	月額 1人につき 11,030円
（一部支給の場合）	月額 1人につき 11,020円～5,520円

**問** 市町村

## ● 特別児童扶養手当

精神・知的・身体障がいなどが中程度以上で、20歳未満の児童を養育する方に手当が支給されます。

手当額 1級 月額 56,800円

2級 月額 37,830円

**問** 市町村、鳥取県障がい福祉課

## ● 各種減免

**ひとり親家庭特別医療費** ※所得制限あり

母子・父子家庭の父母の方が医療機関で受診した場合、窓口で支払う保険診療の自己負担分の一部を助成します。お子様は次ページの小児特別医療費の対象となります。

自己負担額：通院 530円/日（上限4日/月まで）

入院 1,200円/日（上限15日/月まで）

受給資格者証の発行には、市町村への申請が必要です。

**問** 市町村

## 小児特別医療費 ※所得制限なし

県内にお住まいのお子様（18歳まで）が、県内の医療機関を受診した場合、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成し、無償となります。

受給資格者証の発行には、市町村への申請が必要です。

問 市町村

## JR 定期乗車券割引

児童扶養手当を受給している世帯の方が JR 通勤定期券等を購入する場合、3割引となります。

市町村へ事前申請が必要です。

問 市町村

# ●母子父子寡婦福祉資金

## 各種資金の概要・上限額の一覧

資金種別	概要	上限額	
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人	3,580,000 円
		団体	5,370,000 円
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1,790,000 円
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	月額	183,000 円
			※修学区分によって異なります
技能習得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金知識（技能を習得する期間中5年を超えない範囲内）	一般月額	68,000 円
		特別一括	816,000 円
		自動車運転免許取得	460,000 円
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額	68,000 円
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般	110,000 円
		通勤のための自動車購入	340,000 円
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金（当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）	医療一般	340,000 円
		特別	480,000 円
		介護	500,000 円

資金種別	概要	上限額	
生活資金	知識技能習得期間の生活補給資金（3年以内）	月額	141,000円
	医療及び介護を受けている期間の生活補給資金（1年以内）	月額	114,000円
	母子（父子）家庭となって7年未満の生活補給資金	月額	114,000円
	失業期間中の生活補給資金（離職した日の翌日から1年以内）	月額	114,000円
住宅資金	現に居住し、かつ原則として所有する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	特別な場合	1,500,000円 2,000,000円
転宅資金	住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金		260,000円
就学支度資金	母子・父子家庭の母・父又は寡婦が扶養している児童（子）の小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校への入学に際し必要な資金（直接必要な被服、履物等、入学金）		590,000円  ※修学区分によって異なります
結婚資金	母子（父子）家庭の母（父）が扶養する児童（20以上の子含む）、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	結婚する子1人につき	330,000円

### 鳥取県母子父子寡婦福祉資金の貸付一覧ページ



※申請時には、家庭状況等を母子父子自立支援員が聞き取りをさせていただき、その上で審査をさせていただきますので申請～貸付まで1～2か月ほどかかります。

**問** 各市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

## コラム 親子交流（面会交流）について

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

### ● 親権・養育費 110 番事業

母子家庭・父子家庭・離婚前の方を対象に、養育費の取り決め、履行など養育費全般についてのほか、離婚や別居に伴う親権、面会交流などの法的な問題について、弁護士による電話相談を無料で実施しています。

**問** 予約・問い合わせ先：鳥取県子ども家庭部家庭支援課（0857-26-7869）

### ● 養育費に係る公正証書作成促進事業

県内のひとり親の方に対し、養育費にかかる公正証書作成に要した費用及び家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する費用の一部について助成します。※市町村により助成内容は異なります。県内には3か所の公正役場があります。



鳥取県内  
公正証書役場一覧

**問** 市町村（三朝町は中部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当、大山町は西部総合事務所子ども家庭課子ども・ひとり親担当）

### ● 法テラスによる法律無料相談・弁護士等費用の立替

法テラスでは、収入や資産が一定基準以下の方を対象として、借金（債務管理）、金銭トラブル（貸金、損害賠償）、離婚（養育費、財産分与）、相続、労働問題などの一般相談に関する無料法律相談を行っています。相談は事前の予約が必要です。



鳥取法テラス  
WEB サイト

また、弁護士や司法書士への相談で問題が解決せず、弁護士や司法書士に依頼をする必要がある場合に、費用の立替えを行っています。ご利用には、収入や資産が一定基準以下であるなど条件があり、審査が必要です。（条件を満たすことで返済の免除、返済までの期間の猶予の付与が可能です。）

**問** 法テラス

## ● 養育費・親子交流相談支援センター

養育費等相談支援センターは、養育費や親子交流に関する当事者からの相談窓口を設けています。

電話相談：0120-965-419

(携帯電話からは使えませんので下記番号におかけください)

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

メール相談：info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日(祝日を除く) 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時

(日曜日・振替休日の電話相談はお休みです)



チャット  
相談

## FPICの紹介

全国各地に相談室が設置され、夫婦関係の調整や離婚などの問題、離婚後の子をめぐる問題、いじめなど子育ての悩み、ひきこもりなど成人した子の悩み、老親をめぐる兄弟間の悩み、職場の人間関係や男女関係のトラブルあるいは生き方や性格の悩みなど、人間関係、子育てやこころの問題についての相談に応じています。

FPICは親子交流支援を有料で実施しています。

県内の相談場所

マリッジカウンセリング ゆりはま

〒689-0174 鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島496

☎ 携帯電話：090-2007-0405

メールアドレス：marican2010@ezweb.ne.jp

## ラエルの紹介

ラエルは離婚後や別居中の父母が、子どものために安心して連絡を取り合うためのアプリです。感情の衝突を避けて、親子交流や養育費のやりとりをスムーズに進められます。

運営 GUGEN Software 株式会社

☎ info@raeru.jp



これならあえる ラエル

raeru

離婚後の子育てアプリ



詳しくは  
ホームページを  
ご確認ください。

●共同親権について

民法等改正

# 父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました



👍 父母が子どもを養育するに当たって遵守すべき義務が明確化されました。

👍 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。

👍 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。

👍 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。

👍 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

令和8年施行予定

▶ 具体的な施行日は今後法務省ホームページ等でお知らせします。  
改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)



## ● 一般社団法人母子寡婦福祉連合会

鳥取県母子寡婦福祉連合会はひとり親家庭を対象に、家族で楽しめるイベントの開催、子育てに役立つ情報の発信、同じひとり親家庭の立場で悩みや不安を話し合える場所づくりを行っています。

各種イベント等は、公式 LINE でお知らせしています。

詳細は  
こちらから



WEB サイト

### 主な活動

#### ・ 親子・会員同士の交流事業

親子で参加できる交流行事を定期的で開催

実施例：蒜山高原への日帰り旅行、船上山宿泊体験、親子記念写真撮影会

#### ・ 託児付きサロンの定期的な開催

子育て仕事で毎日大忙しのシングルママ・パパがリラックス&癒しのひと時を過ごせる託児サービス付きの相談サロンを定期的で開催

#### ・ ライフサポーターによる相談

あなたのお近くのライフサポーター（ひとり親家庭福祉推進員）を紹介

#### ・ 家庭生活支援員の派遣

技能習得のための通学による自立促進の目的や、冠婚葬祭や出張及び学校などへの行事への参加、または疾病により一時的に家事援助や子育て援助を必要とする場合に家庭支援員を派遣

## ●市町村の母子父子自立支援員

福祉事務所	住 所	電 話	ファクシミリ
鳥取市こども未来課	鳥取市富安2丁目 138番地4	0857-30-8239	0857-20-0144
米子市こども相談課	米子市錦町1丁目 139番地3	0859-23-5534	0859-23-5137
倉吉市こども家庭センター	倉吉市堺町2丁目 253-1	0858-22-8220	0858-22-8135
境港市子育て支援課	境港市上道町 3000	0859-47-1075	0859-47-1112
若桜町福祉保健課	若桜町若桜 801-5	0858-82-2232	0858-82-0134
智頭町福祉事務所	智頭町智頭 1875	0858-75-4102	0858-75-4110
八頭町福祉課	八頭町宮谷 254番地1	0858-72-3583	0858-72-3565
湯梨浜町福祉課	湯梨浜町大字久留 19-1	0858-35-5373	0858-35-5376
琴浦町福祉あんしん課	琴浦町大字徳万 591番地2	0858-52-1715	0858-52-1524
北栄町福祉課	北栄町由良宿 423-1	0858-37-5852	0858-37-5339
日吉津村福祉保健課	日吉津村日吉津 872-15	0859-27-5952	0859-27-0903
南部町子育て支援課	南部町倭 482	0859-66-5525	0859-66-5523
伯耆町福祉課	伯耆町吉長 37番地3	0859-68-5534	0859-68-3866
日南町福祉保健課	日南町生山 511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
日野町健康福祉課	日野町根雨 101番地	0859-72-0334	0859-72-1484
江府町福祉事務所	江府町江尾 1717番地1	0859-75-3223	0859-75-2389
岩美町子ども未来課	岩美町浦富 675番地1	0857-73-1424	0857-73-1583

(三朝町にお住まいの方) ■ 中部総合事務所 子ども家庭課	倉吉市東巖城町2	0859-75-3223	0858-23-4803
(大山町にお住まいの方) ■ 西部総合事務所 子ども家庭課	米子市鞆町1丁目160 (1号館1階)	0859-31-9308	0859-31-9639

## ●ひとり親家庭相談支援センター

ひとり親の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活一般について、県内3カ所に設置した「ひとり親家庭相談支援センター」で相談員が相談に応じ、適切な支援先に繋がります。



LINE  
相談受付

相談センター設置箇所	対応時間	電話番号
県庁西町分庁舎	毎週土曜日 13:15～17:00	080-7122-7260
パープルタウン1階 県立倉吉ハローワーク 同フロア	第2・4 土曜日 13:15～17:00	080-4439-4350
イオン米子駅前店4階 県立米子ハローワーク 同フロア	毎週木・ 土曜日 13:15～17:00	080-7508-4231

**問** ひとり親家庭相談支援センター TEL 080-7508-4231

## ●ヤングケアラー

ヤングケアラーやその家族の方などに向けた相談窓口を設置しています。365日24時間相談を受け付けています。困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。

相談時間	相談機関	電話番号	住所
平日(祝日除く) 8時30分から 17時30分まで	福祉相談センター	0857-29-5460	鳥取市江津 318-1
	倉吉児童相談所	0858-22-4152	倉吉市宮川町二丁目36
	米子児童相談所	0859-33-2020	米子市博労町四丁目50
平日(夜間) 17時30分から 8時30分まで 土日祝日 24時間	いじめ110番 (県教育委員会 生徒支援・教育 相談センター)	0857-28-8718	—

## 鳥取県ヤングケアラーLINE相談



受付時間 : 24 時間 365 日

対応時間 : 毎日午後 6 時～午後 11 時まで  
(対応時間外に受け付けた相談は、対応時間内にお返事します)

### ●生活困りごと相談窓口

物価高騰等の影響を受けてお困りの方など、生活上の困りごとに関する相談をお受けします。孤独・孤立のお悩みにも対応します。

#### ★お電話での相談

電話 : 070-2355-9471 (平日 / 午前 9 時から午後 5 時 15 分)

電話 : 080-5757-4962 (土・日・祝日 / 午前 9 時から午後 5 時 15 分)

#### ★窓口での相談

場 所	開設日・時間
県立鳥取ハローワーク内 (鳥取市東品治町 111-1JR 鳥取駅構内)	●毎週火曜日 13:30～16:00 ●毎週木曜日 10:00～12:00
県立倉吉ハローワーク内 (倉吉市山根 557-1 パープルタウン 1 階)	●毎週水曜日 10:00～12:00 ●毎週金曜日 10:00～12:00
県立米子ハローワーク内 (米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階)	●毎週火曜日 10:00～12:00 ●毎週木曜日 13:30～16:00

### ●DVの相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）

配偶者からの暴力全般に関する相談を受け付けています。

相談機関	住所・連絡先	受付時間
福祉相談センター (女性相談支援センター)	鳥取市江津 318-1 0857-27-8630	月～金 8:30～17:15
中部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 女性・DV 担当	倉吉市東巖城町 2 0858-23-3147	※緊急の場合は夜間・休日 も対応
西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 女性・DV 担当	米子市鞆町 1 丁目 160 0859-31-9304	
夜間休日電話相談	0858-26-9807	夜間 (毎日) 17:15～8:30 休日(土・日・祝日) 8:30～17:15

# 国や県の相談窓口

県内の子育て・子どもについての相談機関を相談内容別に記載しています。

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号	
児童についてのあらゆる相談	児童相談所	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	0857-23-6080
		倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
		米子児童相談所	米子市博労町四丁目50	0859-33-1471
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町五丁目417	0857-27-4153	
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	0858-24-6306	
	児童家庭支援センター-米子みその	米子市上後藤4-2-36	0859-21-5085	
児童家庭支援センター-ぱれっと	鳥取県米子市彦名町1210-1	0859-36-8782		
家庭における児童養育上の問題に関する事	女性相談支援員	鳥取市子ども家庭センター	鳥取市富安二丁目138-4	0857-20-3463
	家庭相談員	倉吉市家庭児童相談室	倉吉市堺町二丁目253番地1	0858-22-8120
	こども総合相談員	米子市子ども家庭センター	米子市錦町一丁目139番地3(ふれあいの里1階)	0859-23-5469
	家庭相談員	境港市家庭児童相談室	境港市上道3000	0859-47-1077
いじめ・不登校に関する事 や幼児の発達や言葉の遅れに関する事	県教育委員会	生活支援-教育相談センター	鳥取市湖山町北五丁目201	0857-31-3956
学習面、行動面、対人関係に悩みがある子どもの相談	県教育委員会	東部教育局	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3672
		中部教育局	倉吉市東蔵城町2	0858-23-3252
		西部教育局	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9773
こころの悩み等の相談	精神保健福祉センター	鳥取市江津318-1	0857-21-3031	
子どもの発育・発達や健康に関する事	保健所	倉吉保健所	倉吉市東蔵城町2	0858-23-3146
		米子保健所	米子市東福原1-1-45	0859-31-9318
障がい児に関する相談	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津730	0857-29-8889	
	鳥取市立若草学園	鳥取市湖山町西一丁目516	0857-28-1233	
	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	0858-22-7188	
	鳥取県立中部療育園	倉吉市上井503-1	0858-27-0780	
	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	0859-38-2163	
	米子市立あかしや	米子市夜見町330-3	0859-29-2585	
	「エール」発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町3564-1(皆成学園内)	0858-22-7208	
きこえに関する事	きこえないきこえにくい子どものサポートセンター「きき」	鳥取市桜谷173-21	0857-50-0170	
医療的ケア児に関する相談	医療的ケア児等支援センター	総合窓口 (障がい児も発達-在宅支援クリニック)	米子市両三柳1880	080-2962-0853
		東部相談窓口 (鳥取県看護協会)	鳥取市江津318-1	0857-30-2424
		中部相談窓口 (中部療育園)	倉吉市上井503-1	0858-27-6006
特別支援教育に関する事	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市国府町宮下1265	0857-23-5441	
	鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	
	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	
	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	0857-26-3601	
	鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585	
	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	
	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町赤碓1957-1	0858-55-6477	
	鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	
	鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋343	0859-27-3411	
	鳥取大学附属特別支援学校	鳥取市湖山町西二丁目149	0857-28-6340	
保護観察、犯罪予防に関する事	鳥取保護観察所	鳥取市吉方109(鳥取第3地方合同庁舎1階)	0857-22-3518	

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号	
少年の非行等に関する相談	東部少年サポートセンター	鳥取市西町一丁目401	0857-22-1574	
	少年サポートセンター 中部分室	倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階	0858-22-1574	
	西部少年サポートセンター	米子市祇町一丁目202 米子市営武道館1階	0859-31-1574	
青少年のあらゆる悩み、問題行動に関すること	少年補導センター	鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町71	0857-22-4318
		倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階	0858-23-1217
		米子市少年育成センター	米子市錦町1-139-3 ふれあいの里1階	0859-35-0852
		境港市青少年育成センター	境港市上道町3000	0859-57-5677
産前産後休業など	労働基準監督署	鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-24-3211
		倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	0858-22-6274
		米子労働基準監督署	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	0859-34-2231
育児休業など	鳥取労働局雇用環境・均等室	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1709	
就職・雇用など	公共職業安定所	ハローワーク鳥取	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
		ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町2-15倉吉地方合同庁舎	0858-23-8609
		ハローワーク米子	米子市末広町311イオン米子駅前店4F	0859-33-3911
		ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065
	ふるさとハローワーク	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町都家100 鳥取県八頭庁舎別館1階	0858-76-7076
		ふるさとハローワーク境港	境港市上道町3000 境港市役所別館1階	0859-44-1733
	県立ハローワーク	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内	0857-51-0501
		県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根557-1 パールタウン1階	0858-24-6112
		県立米子ハローワーク	米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	0859-21-4585
		県立境港ハローワーク	境港市上道町3000 境港市役所別館1階	0859-44-3395
		県立東京ハローワーク	東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス2階	03-6280-6951
	地域若者サポートステーション	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町7鳥取フコク生命駅前ビル2階	0857-30-4677
よなご若者サポートステーション		米子市末広町311イオン米子駅前店4階	0859-21-5678	
県育英奨学金	県教育委員会育英奨学室	鳥取市東町一丁目271番地 県庁第2庁舎	0857-29-7145	

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号	開設
社会保険料など	年金事務所	鳥取年金事務所	0857-27-8311	月～金 8:30～17:15
		倉吉年金事務所	0858-26-5311	
		米子年金事務所	0859-34-6111	
福祉全般に関すること	鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階	0857-22-5163	月～金 8:30～17:15
	中部総合事務所県民福祉局、倉吉保健所	倉吉市東蔵城町2	0858-23-3126、 3124	
	西部総合事務所県民福祉局、米子保健所	米子市東福原1-1-45	0859-31-9308、 9309	
	鳥取市福祉事務所	鳥取市幸町71	0857-22-8111	
	倉吉市福祉事務所	倉吉市葵町二丁目253-1	0858-22-8118	
	米子市ふれあいの里 総合相談支援センターえしこに	米子市錦町1丁目139-3 ふれあいの里2階	0859-21-8428	
女性からの相談 DV被害の相談	福祉相談センター女性相談課	鳥取市江津318-1	0857-27-8630	月～金 8:30～17:15
	中部総合事務所 県民福祉局地域福祉課	倉吉市東蔵城町2	0858-23-3147	
	西部総合事務所 県民福祉局地域福祉課	米子市祇町1丁目160	0859-31-9304	
生き方、家族・夫婦の こと、人間関係など	男女共同参画センター(よりん彩)	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心1階	0858-23-3939	火～日 9:00～17:00
	東部相談室	鳥取市東町一丁目271 県庁第2庁舎1階	0857-26-7887	月～金 9:00～正午、 13:00～17:00
	西部相談室	米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階	0859-33-3955	月～金 9:00～正午、 13:00～17:00

\*育児に関する身近な相談窓口 ・地域子育て支援センター・保健師・主任児童委員・民生委員・児童委員・各市町村にお問い合わせください。

## 電話相談

相談内容	相談窓口	電話番号	開設	備考	
小児救急電話相談 (受診すべきかなどの相談)	とっとり子ども救急ダイヤル (鳥取県小児救急電話相談事業)	#8000 (ダイヤル回線、IP電話の場合0857-26-8990)	24時間365日		
子どもに関する悩み、 子ども自身の悩み	子ども家庭支援センター「希望館」	0857-27-4153	月～金 8:30～17:30	緊急の場合は 24時間対応	
	児童家庭支援センター くわの実	0858-24-6306	月～金 8:30～17:30	緊急の場合は 24時間対応	
	児童家庭支援センター 米子みその	0859-21-5085	月～金 9:00～17:00	緊急の場合は 24時間対応	
	児童家庭支援センター ぱれっと	0859-36-8782、 080-8377-4197 (時間外)	月～金 9:00～17:00		
	子ども電話相談東部	0857-29-5460	月～金 8:30～17:15	時間外は 留守番電話	
	子ども電話相談中部	0858-22-4152			
子ども電話相談西部	0859-33-2020				
子どもの人権に関すること	子どもの人権110番(鳥取地方法務局)	0120-007-110 (フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15	時間外は留守番電話	
いじめについて	いじめ110番 (県教育委員会 生徒支援・ 教育相談センター)	0857-28-8718	24時間		
	24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	24時間		
いじめや不登校以外の 相談	県教育委員会 小中学校課	0857-26-7930	月～金 8:30～17:15		
	県教育委員会 高等学校課	0857-26-7540	月～金 8:30～17:15		
	県教育委員会 特別支援教育課	0857-26-7810	月～金 8:30～17:15	時間外は留守番電話	
少年及びその親の悩み ごとに関すること	ヤング・メール (県警察本部 少年・人身安全対策課) youngmail@pref.tottori.lg.jp				
子どもの悩み事相談	チャイルドライン	0120-99-7777	水・奇数月第2日曜日 8:30～17:15		
子どものSNS・ネットの 悩みごとに関すること	青少年SNSネット 悩みごと相談室	0857-26-7798	月～金 13:00～17:00		
ヤングケアラーに関する こと	東部相談窓口(福祉相談センター)	0857-29-5460	平日 8:30～17:30	時間外は 留守番電話	
	中部相談窓口(倉吉児童相談所)	0858-22-4152			
	西部相談窓口(西部児童相談所)	0859-33-2020			
	夜間・休日相談窓口(県教育委員会 生徒支援・教育相談センター)	0857-28-8718	平日 17:30～8:30 土・日・祝 24時間		
DV被害等の相談	配 置 募 り 相 談 受 け 付 け セ ン ター	福祉相談センター 女性相談課	0857-27-8630	月～金 8:30～17:15	緊急の場合は、 24時間受け付け ます
		中部総合事務所 県民福祉局子ども家庭課	0858-23-3147		
		西部総合事務所 県民福祉局子ども家庭課	0859-31-9304		
	夜間休日電話相談窓口	0858-26-9807	平日0:00～8:30、17:15～24:00 土・日・祝 0:00～24:00	年中無休	
	DV相談ナビ(内閣府)	#8008			
	警察総合相談電話	0857-27-9110 (#9110)	24時間		
	警察本部性犯罪110番	0857-22-7110	24時間		
性暴力被害の相談	女性の人権ホットライン (鳥取地方法務局)	0857-27-3753	月～金 8:30～17:15		
	クローバーとっとり	0120-946-328	月・水・金 10:00～16:00 18:00～20:00 火・木 10:00～16:00		
予期せぬ妊娠・思い がけない妊娠に関する 相談	とっとり妊娠SOS	070-3986-1325	火・土 10:00～20:00		
妊娠中・産後の体調 や育児に関しての心配 ごとの相談	とりとっと(鳥取県助産師会)	090-7543-8206 080-6300-8732	月～金 10:00～16:00		



WEBサイト

## 鳥取県ひとり親家庭等支援サイト

<https://www.tori-hitorioya.com>

鳥取県ひとり親家庭等支援サイトでは  
メールマガジンも配信しております。  
右のQRコードからご登録下さい。



メルマガ登録

## 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会



公式LINE



WEBサイト



Instagram

